

請求の範囲

- [請求項1] ルリコナゾール又はその薬学的に許容される塩を有効成分とする医薬組成物であって、医薬組成物の総質量に対して5～12質量%のルリコナゾール又はその薬学的に許容される塩と、式 $\text{HOCH}_2(\text{CH}_2\text{OCH}_2)_n\text{CH}_2\text{OH}$ （式中 n は整数）で表される平均分子量380～420のポリエチレングリコールと、エタノールと、ベンジルアルコールと、乳酸と、炭酸プロピレンと、アセトンと、を含むことを特徴とする、医薬組成物。
- [請求項2] 医薬組成物の総質量に対して7～10質量%のルリコナゾール又はその薬学的に許容される塩を含む、請求項1に記載の医薬組成物。
- [請求項3] 医薬組成物の総質量に対して5～40質量%の式 $\text{HOCH}_2(\text{CH}_2\text{OCH}_2)_n\text{CH}_2\text{OH}$ （式中 n は整数）で表される平均分子量380～420のポリエチレングリコールを含む、請求項1又は2に記載の医薬組成物。
- [請求項4] 医薬組成物の総質量に対して20～70質量%のエタノールを含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項5] 医薬組成物の総質量に対して30質量%以上50質量%未満のエタノールを含む、請求項4に記載の医薬組成物。
- [請求項6] 医薬組成物の総質量に対して0.01～10質量%のベンジルアルコールを含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項7] 医薬組成物の総質量に対して1～10質量%の乳酸を含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項8] 医薬組成物の総質量に対して1～15質量%の炭酸プロピレンを含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項9] 医薬組成物の総質量に対して1～25質量%のアセトンを含む、請求項1～8のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項10] ミリスチン酸イソプロピルを更に含む、請求項1～9のいずれか1項に記載の医薬組成物。

- [請求項11] 医薬組成物の総質量に対して1～10質量%のミリスチン酸イソプロピルを含む、請求項10に記載の医薬組成物。
- [請求項12] 被膜形成剤を更に含む、請求項1～11のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項13] 前記被膜形成剤が、アクリル樹脂アルカノールアミンとエタノールとの混合物、又は(アクリル酸アルキル/ジアセトンアクリルアミド)コポリマーAMPとエタノールとの混合物を含む、請求項12に記載の医薬組成物。
- [請求項14] 医薬組成物の総質量に対して0.01～4質量%の被膜形成剤を含む、請求項12又は13に記載の医薬組成物。
- [請求項15] N-メチル-2-ピロリドンを含更に含む、請求項1～14のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項16] N-メチル-2-ピロリドンを含まない、請求項1～14のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項17] 爪真菌症の治療又は予防のための、請求項1～16のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項18] 前記爪真菌症が、遠位爪下型爪真菌症である、請求項17に記載の医薬組成物。
- [請求項19] 前記爪真菌症が、足指爪の感染症である、請求項17又は18に記載の医薬組成物。
- [請求項20] 前記爪真菌症が、手指爪の感染症である、請求項17又は18に記載の医薬組成物。
- [請求項21] 外用薬である、請求項1～20のいずれか1項に記載の医薬組成物。
- [請求項22] 1日1回患部に適用する、請求項21に記載の医薬組成物。
- [請求項23] 請求項1～22のいずれか1項に記載の医薬品組成物を調製するための方法であって、ルリコナゾール又はその薬学的に許容される塩を、式 $\text{HOCH}_2(\text{CH}_2\text{OCH}_2)_n\text{CH}_2\text{OH}$ (式中nは整数)で表され

る平均分子量 380～420 のポリエチレングリコール、エタノール、ベンジルアルコール、乳酸、炭酸プロピレン、及びアセトンと混合することを含むことを特徴とする、方法。